

大分市広告料収入事業広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大分市広告料収入事業実施要綱第3条に規定する広告掲載の適否を判断する基準として、必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 大分市の広告料収入事業において掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えない中立性のあるものでなければならないため、広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものとする。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第3条 広告掲載に関する審査を行う場合には、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及びこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）
- (3) たばこ製造に関する業種（「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- (4) ギャンブルに関する業種（公営競技、宝くじ及びスポーツ振興くじは除く）
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に関する事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等に関する業種

- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続き中の事業者
- (12) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (13) 各種法令に違反する事業者
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (15) 行政機関から、指名停止、許可取消しなどの行政指導を受け、その後改善を見ない事業者
- (16) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (17) 本市の市税を滞納している事業者

（広告内容に関する掲載基準）

第 5 条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損、プライバシーの侵害及び業務妨害のおそれがあるもの
- イ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ウ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- エ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 個人、団体等の声明、意見広告及び名刺広告
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 氏名、写真、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの

- (2) 消費者被害の未然・拡大防止の観点から、適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条各号に規定する表示に該当するもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番」等の表現を使用するときは、根拠となる資料を要する。

エ 投機心又は射幸心を著しくあおる表現

例：「今しかない、最後のチャンス」等

オ 虚偽の内容を表示するもの

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から、適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告とは無関係で必然性のないもの

ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。

イ 暴力、わいせつ性を連想、想起させるもの

ウ 暴力や犯罪、とばく等を肯定し助長するようなもの

エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

オ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(業種ごとの広告内容及び表示等の留意点)

第6条 業種ごとの広告内容、表示等の留意点は、別表のとおりとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年8月10日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月16日より施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

掲載する広告の表示内容については、業種ごとに定めのある関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン、業種ごとに定められている公正競争規約及び自主規制等に照らして判断するとともに、次のことに留意するものとする。

1 人材募集

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法規を遵守していること。
- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- (3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

「1 か月で確実にマスターできる」等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。

3 学習塾・予備校等(専門学校を含む)

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示し根拠を明確にする。
- (2) 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

日本の学校教育法に定める大学ではない旨を明確に表示すること。

5 資格講座・通信教育講座等

- (1) 受講する資格の内容を明記すること。あたかも国家資格であるといった誤解を招くような表現は使用せず、国家資格ではない旨を明確に表示すること。
- (2) 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招く表現は使用せず、「当該資格取得には別に国家試験を受ける必要があります」等の資格取得に必要な事項を表示すること。
- (3) 資格講座、通信教育講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院・診療所・助産所

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 及び獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条、関連法令、告示、厚生労働省の医療広告ガイドライン、農林水産省の獣医療広告ガイドライン等の関連規定により広告できる事項以外は、広告できない。
- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- (5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
- (6) 広告内容については、大分市保健所各担当課に確認すること。また、必要な許認可等については、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（大分市においては大分県及び大分市保健所各担当課）に確認すること。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条等の関連規定により広告できる事項以外は、広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エスティティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うこと。
- (4) 広告内容については、大分市保健所各担当課に確認すること。また、必要な許認可等については、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（大分市においては大分県及び大分市保健所各担当課）に確認すること。

8 薬局・薬店・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具（健康器具・コンタクトレンズ等）

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条、厚生労働省の医薬品等適正広告基準及び各法令所管省庁の通知等の規定に反しないこと。
- (2) 広告内容については、大分市保健所各担当課に確認すること。また、必要な許認可等については、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課（大分市においては大分県及び大分市保健所各担当課）に確認すること。

9 健康食品・保健機能食品・特別用途食品

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 66 条から第 68 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条、関連法令、各法令所管省庁の通知等の規定に反しないこと。
- (2) 食品については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。
- (3) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。
- (4) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
- (5) 広告内容については、大分市保健所各担当課に確認すること。また、必要な許認可等については、事業所所在地を所管する地方自治体の食品担当課（大分市においては大分県及び大分市保健所各担当課）に確認すること。

10 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（老人保健施設を除く）

- ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：大分市事業受託事業者 等

(2) 有料老人ホーム

- ア (1)に規定するものの他、厚生労働省の「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
- イ 当該施設の指導監督権限を有する都道府県の指導に基づいたものであること。
- ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

- ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 22 条第 1 号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」（平成 23 年 10 月 7 日厚生労働省・国土交通省告示第 5 号）に関する事項を遵守すること。

(5) 介護老人保健施設

介護保険法第 98 条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

1 1 墓地・霊園等

都道府県知事又は市長の許可を得ており、許可年月日、許可番号及び代表者名を明記すること。

1 2 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。
- (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

1 3 弁護士・税理士・公認会計士等

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。
- (2) 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

1 4 旅行業

- (1) 名称、所在地、旅行業の登録番号、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内に全て記載する必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導があればよいものとする。
- (2) その他広告表示について旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条の 7 及び第 12 条の 8 並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

1 5 通信販売業

- (1) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- (2) 特定商取引に関する法律第 11 条及び第 12 条並びに同法施行規則等の規定に反しないこと。

1 6 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。
- (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

1 7 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) 青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

1 8 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。

例：古物商における公安委員会による古物商許可

- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、破棄など

- (3) 広告内容については、大分市環境部担当課に確認すること。また、必要な許認可等については、事業所所在地を所管する地方自治体の廃棄物関係担当課（大分市においては大分県及び大分市環境部担当課）に確認すること。

1 9 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 業界団体に加盟していること。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること。

例：一般財団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等

2 0 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。

2 1 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

2 2 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～大分 17,000 円等

- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

2 3 トランクルーム及びレンタル収納スペース業者

- (1) 「トランクルーム」と表示する場合は、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 25 条の規定による国土交通省の「優良トランクルーム」の認定を受けた事業者であること。また、認定を受けている旨を表示すること。

- (2) 「レンタル収納スペース業者」は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではない旨を明示すること。

2 4 金融商品

- (1) 投資信託等については、将来の利益が確実・保証されているような表現はできないほか、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。また、元本が保証されない等のリスクをわかりやすく明示すること。
- (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等については、監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であり、名称や登録番号、業界団体会員であることを必ず明記すること。また、利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があることのリスクをわかりやすく明示するほか、安全性や有利性等を強調し、いたずらに投機を煽るものでないこと。
- (3) その他の金融商品については、金融商品の内容に応じ、本項目(1)及び(2)の規定を準用すること。

2 5 その他、表示について注意を要すること

- (1) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等
(ただし、宝石には通常、メーカー希望価格はないため表記に注意すること)
- (2) 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)
- (3) 無料で参加・体験できるものについては、一部費用負担がある場合には、その旨明示すること。
例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等
- (4) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
また、飲酒を誘発するような表現はしないこと。
例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」、「お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿」等
- (5) 責任の所在を明らかにするため、広告主の法人格及び法人名を明記し、広告主の所在地、電話番号の両方を明示すること。また、広告主が法人格を有しない団体の場合には、代表者名を明記すること。ただし、広告媒体の性質や広告の内容によりやむを得ないとき又はその必要がないと認められるときは、この限りでない。